

平成30年度第8回  
東京都私立学校審議会（第781回）

平成30年12月17日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから平成30年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付しております 5 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第31条第 2 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成30年12月17日付け東京都知事名。

記、1、ケイ・インターナショナルスクール東京の収容定員に係る学則変更認可について、江東区、外 4 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 5 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日、議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 5 号につきましては、各部会におきまして、了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人菊池学園の寄附行為認可及び豊多摩幼稚園の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の友松委員から調査結果につきまして説明願います。

○友松委員 それでは、議案第1号及び第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、新宿区所在の豊多摩幼稚園の設置者を菊池陽子氏から学校法人菊池学園に変更するものでございます。

去る11月30日、町山委員、私学部及び新宿区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

豊多摩幼稚園は、昭和8年以来、80年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として、住民に受け入れられてきました。教育については子供の自立性の養成を重視しているとのことです。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にした教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

以上でございます。

○私学行政課長 詳細につきまして、事務局から説明させていただきます。

議案第1号及び議案第2号について、ご説明申し上げます。

これは、新宿区所在の豊多摩幼稚園の設置者を学校法人菊池学園に変更するものでございます。

それでは、初めに学校法人菊池学園の寄附行為認可について、要項に基づきまして、ご説明いたします。

議案第1号をごらんください。

名称は、学校法人菊池学園で、事務所の所在地及び目的はそれぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、豊多摩幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は1人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号「豊多摩幼稚園設置者変更要項」をご覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成31年1月10日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人菊池学園を設置するものでございます。

新設置者は、学校法人菊池学園、設立代表者は菊池義和氏、園長も同じく菊池義和氏でございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。また、要項9にありますとおり園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第3号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、ケイ・インターナショナルスクール東京の収容定員に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

ケイ・インターナショナルスクール東京は、各種学校として平成12年7月25日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年9月1日を予定しております。

変更の理由は、「入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は、学校法人ケイ・インターナショナルスクールで、理事長は小牧義重氏、校長も小牧義重氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、インターナショナルエメンタリースクール（アーリーチャイルドエデュケーション）を64名から144名へ、インターナショナルエメンタリースクールを210名から240名へ、インターナショナルジュニアハイスクールを210名から240名へ、インターナショナルハイスクールを80名から96名へ変更いたします。これにより総定員は564名から720名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第4号及び議案第5号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 続きまして、議案第4号について、ご説明いたします。

これは、学校法人大原学園が設置しております、大原学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項7にあるように平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「教育課程新旧比較対照表」をご覧ください。平成31年度以降の入学生より、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更し、要項8にあるように附則部分に施行日についての記載を加えます。備考欄には、設置認可年月日、当法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人科学技術学園が設置しております、科学技術学園高等学校の広域の通信課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

2点目として、卒業要件である第24条の規定を一部変更いたします。

変更の時期は、要項7にあるように平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をご覧ください。平成31年度以降の入学生より、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更するのに伴い、別表14の2を追加いたします。詳細につきましては、別紙「教育課程新旧比較対照表」をご覧ください。

続きまして、卒業要件である学則第24条の2項に記載のある「1学期間以上の在籍」を削除します。また、その後の「1科目以上の科目を修得」とあるのを「1科目以上の科目を履修」に改めるものです。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載してありますのでご参照ください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第6号及び議案第7号は、学校法人の寄附行為認可及び専修学校の設置認可でございます。

議案第6号及び議案第7号は、第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、1月の開催日は、21日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

皆様、よいお年をお迎えください。

午後3時14分閉会